

衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民審査

衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が行われます。
各家庭に配布される選挙公報などで立候補者をよく知り、棄権することなく必ず投票しましょう。

投票日 **2月8日** 投票時間 **7時～19時**

投票所

お住まいの地域により投票所が異なります。
投票所入場券（ハガキ）に記載されている
投票所で投票してください。

投票区	投票所
第1投票区	北長沼会館
第2投票区	りふれ
第3投票区	南長沼会館
第4投票区	舞鶴会館
第5投票区	西長沼会館

投票できる方

満18歳以上の町民で、長沼町の選挙人名簿に
登録されている方
(平成20年2月9日までに生まれた方で、令
和7年10月26日以前から引き続き長沼町に
住所のある方)

選挙公報

選挙公報は町ホームページで
もご覧いただけます▶



期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。

期日前投票期間 **1月28日(水)～2月7日(土)**
受付時間 **8時30分～20時**

▶期日前投票所：役場3階会議室

▶持ち物：投票所入場券

投票所入場券の裏面は「期日前投票宣誓書(兼請求書)」になっています。

投票所入場券は1月28日(水)以降にお手元に届くよう送付します。もし届かない時は、選挙管理委員会事務局にお問合せください。なお、入場券がなくても投票できます。

▶期日前投票所への移動支援

様々な理由により期日前投票所への移動が困難な方は、長沼町選挙管理委員会までご相談ください。

※移動支援は、市街地エリア外にお住まいの方が対象となります。

▶問合せ先：長沼町選挙管理委員会事務局(役場3階 ☎88-2111 内線429)

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

詳しくはこちら



土地の売買・賃借など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

届出の対象となる面積(長沼町の場合)

- ・都市計画区域内5,000㎡以上
- ・都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

届出者

土地の権利取得者(買主等)

届出期限

契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

提出書類

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした縮尺5百分の1から2千分の1程度の図面
- ・委任状(※代理人が届出する場合)

各1部

提出方法

- ・窓口へ直接提出
- ・右記宛先まで郵送で提出
- ・メールにて提出

届出・問合せ先

〒069-1392

北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

長沼町役場 政策推進課 企画政策係

☎76-8015

✉seisakusuishinka@ad.maoi-net.jp



令和8年行政区長

各行政区の発展のためにご尽力いただき、令和8年の行政区長を紹介します。

(敬称略)

行政区	区長	行政区	区長	行政区	区長	行政区	区長
1区	北原 功治	13区	高島 秀樹	25区	石井 稔	中央区	小笠原 聡
2区	千原 光弘	14区	伊東 誠	26区	山口 泰朋	銀座区	見立 正成
3区	山崎 雄介	15区	中辻 裕之	27区	坂口 雅裕	東町区	谷 晴義
4区	片山 敬一	16区	木村 泰法	28区	成田 正夫	宮下区	石井 浩道
5区	広嶋 浩一	17区	三浦 悟	29区	高宮 徹	旭町区	大澤 淳
6区	西村 直樹	18区	藤澤 政嗣	30区	新居 達夫	曙町区	村井 忠夫
7区	真田 隆弘	19区	森脇 浩巳	31区	田中 貴之	あかね町区	谷淵 玲
8区	越路 速人	20区	安宅 純一	北市区	北山 雅一	しらかば区	秋田 政行
9区	近藤 修一	21区	佐々木誠志	錦町区	畠山 康彦	西町区	松田 勉
10区	高橋 倫規	22区	駒谷 直樹	本町区	森下 豊和	錦町農試区	山本誓一郎
11区	大貫 進	23区	前田 一知	栄町区	中野 芳藏	馬追台区	長 聖也
12区	佐藤 憂穂	24区	水岡 清一				

1年間よろしくお願ひします!